

## 会 議 錄

会議の名称	令和3年度第1回上尾市成年後見制度利用促進審議会			
開催日時	令和3年5月28日(金) 午後1時00分から午後2時30分まで			
開催場所	オンライン開催とする			
議長(委員長・会長)氏名	古谷野 亘委員長			
出席者(委員)氏名	江口 裕樹委員、吉田 剛委員、横森 雄次委員、石橋 誠也委員 吉田 香織委員、児玉 洋子委員(新)、丸山 広子委員、小杉 道郎委員			
欠席者(委員)氏名	なし			
関係者として出席	上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 山辺課長、北村係長			
事務局(庶務担当)	石川健康福祉部長、堀田高齢介護課長、山口主査、辰巳主査、武山主任、栗林主任 (オブザーバー) 福祉総務課 平賀課長、小坂副主幹 障害福祉課 林田課長、栗原副主幹			
会議事項	<p>1 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成年後見制度利用促進基本計画について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・上尾市総合計画および地域福祉計画の進捗について</li> </ul> </li> <li>(2) 中核機関の業務内容について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託候補先の意向(再)確認</li> <li>・(仮称)上尾市成年後見センターの業務における専門職等の協力や制度活用について</li> <li>・支援調整会議で取り扱う情報の範囲について</li> <li>・設置スケジュール(案)について</li> </ul> </li> </ul>	<p>2 会議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成年後見制度利用促進基本計画について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・了承</li> </ul> </li> <li>(2) 中核機関の設置について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・了承</li> </ul> </li> </ul>		
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0名		
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成年後見制度利用促進基本計画について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(冊子)</li> <li>・資料①上尾市総合計画および地域福祉計画の進捗について</li> </ul> </li> <li>(2) 中核機関の業務内容について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料②、資料2別紙(仮称)上尾市成年後見センターの設置および業務内容について、成年後見相談シート(案)</li> <li>・資料③設置スケジュール(案)について</li> </ul> </li> </ul>			
議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。				
令和3年7月9日				
議長(委員長・会長)の署名 <u>古谷野亘</u>				
議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ) _____				

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
古谷野委員長	<p>前回の会議後に上尾市社会福祉協議会の意向について展回があり、結論としては中核機関をお引き受けくださるということになり、本日、上尾市社会福祉協議会を代表して山辺課長にご出席いただいている。</p> <p>それでは、最初に山辺課長から一言、これまでの経緯などを含めて、ご挨拶と今後の抱負などお話いただければと思う。</p>
山辺課長	<p>前回の審議会では、今の状況だと、中核機関の受託が難しいというようなお話をさせていただいたところだが、結論としては、先ほど委員長がおっしゃられた通り、中核機関を受託し、来年度から本格的にスタートしていくよう準備を進める方向で考えていることをご報告させていただきたい。</p> <p>皆さんのお力をいただきながら、しっかりと運営を進めていければと思っている。</p>
古谷野委員長	<p>はい、ありがとうございました。ほっとして、爽やかな気持ちで会議を進めることができる。</p> <p>それでは今日の議題に入りたい。議題は2つだが、最初に、成年後見制度利用促進基本計画について事務局からご説明をお願いする。</p> <p>(1) 成年後見制度利用促進基本計画について</p>
古谷野委員長	<p>一事務局から説明ー</p> <p>ただいまの説明についてご質問あるいはご意見をお持ちの方は挙手をお願いする。</p> <p>小杉委員、どうぞ。</p>
小杉委員	67 ページの赤枠で囲ったところに、認知症施策としてタブレット端末を使った認知症予防の推進とかあるが、どういう事業だろうか。
事務局	<p>平成30年度に上尾市政策企画提案制度としてオレンジタブレット事業を開始し、平成31年度から機器の導入を行っている。タブレット端末を使い、ゲーム感覚で物忘れチェックを体験する事業である。</p> <p>物忘れが心配だなという方が気軽に体験できる簡易テストが入ったタブレット端末を、各地域包括支援センターに1台ずつ、認知症初期集中支援チームに1台、高齢介護課に1台の合計12台設置している。</p> <p>使い方としては、例えば地域のサロンや介護予防事業など、高齢者の方が集まる機会やイベントなどでそのゲームをお試しいただく。結果が心配になった方は、プリントアウトした検査結果を参考に、地域の認知症の専門医などに受診していただくというような取り組みを行っている。</p>
古谷野委員長	<p>様々な会場に持ち出して、ゲーム感覚で楽しんでいただけるようなものである。実際試してみたが、結構楽しく体験できる。</p> <p>ただ、今回の計画の説明に関しては、この赤枠の範囲が広すぎるかと思う。2つの項目にまたがり枠を囲んでいるが、下の、成年後見部分だけでよかつたのではないか。</p>
事務局	確かに、その通りである。訂正する。
古谷野委員長	他はよろしいだろうか。では1番目の議題はここまでとし、2番目の中核機関の

	業務内容について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(2) 中核機関の業務内容について 一事務局から説明ー
古谷野委員長	ありがとうございました。 ボリュームのある内容だったが、どこでも結構なので、ご質問あるいはご意見のある方いらっしゃいましたら、順番にお話いただきたい。
石橋委員	本人同意をどうするかという問題提起について、参考意見をお伝えしたい。ご存じかとは思うが、高齢介護課の事業として、認知症初期集中支援チームの活動があり、委員として同チームの検討委員会にも参加している。認知症初期集中支援チームのマニュアルには「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には第三者提供ができるという取り扱いにさせていただいた。おそらく中核機関における個人情報の取り扱いも、同様の考え方でよいのではと思うが、本日は法律の専門職の方にもご出席いただいているので、ご意見をお伺いしたいと思う。
吉田剛委員	私も、今の石橋委員のご説明の通りで良いと考える。個人情報保護法の考え方については弁護士である江口委員にお任せしたい。
古谷野委員長	本人同意の点について、江口委員にご意見をいただきたい。
江口委員	基本的にはその通りで良いと思う。 具体的には、上尾市の個人情報保護条例の規定のどこに該当するかということだと思う。第三者提供が可能なのは、基本的には本人の同意がある場合だが、他の理由として、個人の生命、健康、生活、または財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるときには個人情報の第三者提供は可能という記載があり、これに基づいて可能だらうと理解している。 また、法令等に定めがある場合として、例えば、ご本人が虐待されているというような場面で、市の虐待対応が必要だという場合には、本人同意を得なくても、第三者提供が可能であると解釈できる。
古谷野委員長	はい、ありがとうございました。 成年後見センターが市から委託された業務を担う中で、部外者に対して情報開示を行うわけではなく、成年後見センターという機構の中で、支援調整会議という、閉じられた会議体が個人情報をもとに支援方針を検討すると考えれば良いかと思う。
事務局	大変参考になりました。非公開の会議体の中で、情報共有の範囲は皆様からのご意見を踏まえつつ、法規担当とも確認しながら考えていきたい。
古谷野委員長	例えば、専門職団体の代表者が参加する場合、支援調整会議に参加するうえでの守秘義務があることを確認した上で参加していただくということになるのではないかと思う。 では、先ほど保留していた、吉田委員のご質問に戻りたい。
吉田剛委員	資料 2 の 2 ページの成年後見制度利用支援事業の予算について確認したい。昨年の県の資料だったと思うが、上尾市の成年後見制度利用支援事業の要件として、市長申立に限る要件があったか、今一度確認させていただきたい。

事務局	成年後見制度利用支援事業のうち、高齢者を対象とした報酬助成に関しては、市長申し立てに限らず助成対象としている。障害者に関しては、市長申し立てに限定し、助成対象としている。
古谷野委員長	障害福祉課にも確認したい。
障害福祉課長	障害者に関しては、市長申し立てに限り予算措置をしている現状である。
吉田剛委員	この現状は今後も変わらないのだろうか。 やはり、候補者の推薦依頼や受任の相談が来た時、専門職にとって、報酬が受け取れるかどうかは結構大きな要件になってくると思う。ぜひとも市長申し立てに限らず、成年後見制度利用支援事業の対象となるよう検討していただけたらと希望する。
障害福祉課長	はい。財政の問題もあるが、今後調整していきたい。
吉田剛委員	もう 1 点それに関連した質問だが、高齢介護課と障害福祉課それぞれ成年後見制度利用支援事業の予算があるが、予算を超える申請があった場合の取り扱いはどうなるのだろうか。
障害福祉課長	助成申請が予算額を上回る場合には、やはり財政当局と協議し、補正予算を設けるか、もしくは流用するような形をとることになる。
吉田剛委員	わかりました。
古谷野委員長	助成実績について確認したい。
事務局	高齢介護課は昨年度実績で、8 人の方に対して計 168 万円の報酬助成を行った。障害福祉課では 2 人に対して合計で 56 万円の報酬助成を行った。
古谷野委員長	これは後見等報酬助成ということでよろしいか。
事務局	その通りである。
吉田剛委員	ありがとうございました。
古谷野委員長	他はいかがだろうか。
小杉委員	先ほど本人情報シートについての説明があったが、これは既存の書式があるということなのだろうか。この書類を作成する場合、本人が認知症になっていると、本人自身には記入できないと思うが、その辺はどのように作成していくのか教えて欲しい。
江口委員	本人情報シートは、家庭裁判所に成年後見等申立を行う際の定型書式の呼び名である。本人自身が作成するものではなく、本人に身近な福祉関係者が、申立てに当たっての参考資料として作成するものである。
小杉委員	家族がいれば家族が作成することもできるのか。
江口委員	家族が作成するものではなく、福祉関係者が記入するものである。
古谷野委員長	具体的に言うと、例えば一時相談窓口である地域包括支援センターの職員等が

	準備するものという理解で良いか。
江口委員	基本的に、高齢者の場合では地域包括支援センターの職員等が作ることが多い。障害者の場合にも、障害者相談支援事業所等の支援機関の職員が作成している。
古谷野委員長	地域包括支援センターの吉田委員は、作成のイメージができるだろうか。
吉田香織委員	私もシート自体は見たことがある。地域包括支援センターの職員もしくは、担当しているケアマネジャーが書く場合もある。
古谷野委員長	児玉委員は障害者基幹相談支援センターとして、イメージできるだろうか。
児玉委員	市長申立の場合だと、障害者の場合は障害福祉課等、行政が進めていくことが多い為、直接私どものセンターが支援をしたことはこれまでにはなかった。
古谷野委員長	市長申し立ての場合は行政の介入が当然あるが、今後はおそらく相談支援事業所等でいろいろと相談を受けながら成年後見センターに紹介していくような流れになるだろうと思う。
丸山副委員長	この本人情報シートの目的は申立の際の診断書を医師が作成するときの参考になるように福祉関係者や本人の周りで支援をしている人が、本人の情報をより正確に伝え、適切な判断をいただけるようにすることが目的である。また、今後、中核機関等が設置されたときに、中核機関が本人の情報を理解し、より良い支援をしていくために、一次相談窓口や、中核機関の職員、その他、例えば民生委員等とも協力しながら、一緒に作っていくという形になるかと思う。
古谷野委員長	小杉委員よろしいだろうか。
小杉委員	ありがとうございました。よくわかりました。
江口委員	資料 10 ページに記載されている支援調整会議について、オンライン開催も検討と記載されている。会議のオンライン化に関してはぜひ前向きに検討していただきたい。 支援調整会議は成年後見制度を必要な方の申立が遅れたりしないように、一定の頻度で開催をしていく必要があると思う。年 6 回程度は最低限必要だらうと思う。 資料に記載されている通り、第三者の参加も重要ということで、他市でも専門職、例えば三士会の代表等が参加していることが多い。現地開催ということになると、なかなか専門職を派遣する負担も大きいので、ぜひオンライン開催を検討していただきたいと思う。
古谷野委員長	年 6 回だと、2 か月に 1 回の開催頻度になるがそれで足りるだろうか。
丸山副委員長	県内すでに中核機関や成年後見センターを立ち上げているところの情報を申し上げると、例えば年 6 回という開催頻度で予定を組むが、支援調整会議が終了した次の週に申立を急ぎたい案件が出た場合は、持ち回り決裁をして皆さんへの伺いを立て、申立するというような特例を設けているところもあるようだ。細かい話だが発生する謝金は多少少額でも、支払っているという他市の事例もある。緊急時に備えた柔軟な体制を敷いておく方が良いのではないかと思う。
古谷野委員長	ありがとうございました。 例えば虐待が発生しているケースの場合など、2 ヶ月に 1 回の支援調整会議の開

	<p>催を待っていられないこともある。時には柔軟に対応することが必要になるだろう。</p> <p>三士会の代表の立ち位置というか、どのような立場で参加していただくのかが一つポイントになると思っている。つまり、法律的、福祉的な専門知識をもつアドバイザーとしての立場がある一方で、同時に、三士会等の団体を代表して候補者を推薦あるいは紹介していただくという立場もある。</p> <p>事務局の方で具体的なイメージは持っているか。</p>
事務局	<p>まずは第三者的立場で助言者としての役割を担っていただくことが一番重要になるかとは思うが、もちろん三士会を代表して参加していただくことにもなるだろう。現状で市として、そこを明確に整理できていない。</p>
古谷野委員長	<p>私は杉並区と多摩南部、二つの成年後見センターの理事をやっている。杉並区の成年後見センターでは、法人後見も実施しているが、専門職への紹介が主となっている。そのため、専門職には専門職団体、職能団体の代表という形で入っていただいて、もっぱらケースの振り分けや調整などを行うのが杉並区型である。いっぽう、多摩南部成年後見センターの場合は、法人後見業務が主なので、専門職への紹介もおこなうが、法人後見が主となり、弁護士、司法書士、それから精神科医などがアドバイザーとして参加している。</p> <p>成年後見の相談業務を実施する同じような機関であっても、そこに参加している専門職の方たちが担う機能は全く違う。</p> <p>今回の場合、両面があるのでないかと思う。</p> <p>多摩南部の場合は職能団体とは基本的には関係のない、多摩南部地域に関係のある専門職の方が委員として参加している。杉並区の場合は、杉並区に関連のある職能団体の代表者として参加している。ただし、それだけだと心配なので、事務局に弁護士が顧問として関与している。そして、顧問弁護士を中心として、成年後見等受任の候補者にはこういう専門職の方が望ましいのではないかという原案を、事務局が事前に作成し、それを受任調整会議に諮るという形で調整を行っている。</p> <p>そういう意味で言うと、職能団体の代表者に参加していただくこと自体は非常に良いと思うが、それとは別に、成年後見センターの事務局の中に、法律の専門職の方や、身上監護の専門分野として、福祉の専門職がアドバイザー格をもって関与することが必要になってくるのではないかと思う。このことについて、上尾市社会福祉協議会の山辺課長のお考えはあるだろうか。</p>
山辺課長	<p>委員長がおっしゃったように、専門職の皆さまが、対象者に望ましい支援方針を検討していただき、助言をいただけることが支援調整会議の重要な役割だと思う。実際に対象者をいかにスムーズに繋いでいくかというときには、候補者の選択が重要になってくる。候補者の推薦などもいただきながらやっていきたいという両面が多分あるだろうとは思っていたが、実際の運用のイメージはまだできていない。</p>
古谷野委員長	<p>成年後見センターをこれから設置するという始めの段階で、まだ早すぎるのかなとは思いながら説明申し上げた。三士会以外にも、職能団体としては行政書士の団体などもあるかもしれない。そういう団体の代表とは別に、例えば江口委員のようなお立場の方が、成年後見センター側のアドバイザーとして、それぞれの職能団体とは距離を置いた、自由な立場でご判断いただけないとよいのではないかと思う。</p>
山辺課長	<p>上尾市社会福祉協議会としても、専門職に気軽に相談しやすい環境は絶対に必要だろうと思っている。</p>

江口委員	<p>今委員長がおっしゃったような杉並区型の事例は初めてお聞きした。顧問弁護士が配置され、職員が原案を作っているという話も初めて聞いたところである。そういうやり方もあるのかと驚いた。杉並区型なのか、多摩南部型なのかという話は、成年後見センターとしてどれぐらい法人後見を受けられるかということによって変わってくるだろう。現時点では、どちらが望ましいのかを判断することは難しいだろう。</p> <p>埼玉弁護士会の運用でいえば、私も職能団体の代表としてここに参加しているわけではないと思っている。例えば支援調整会議において、弁護士が相当と判断されたとしても、実際に、その申立対象者に適任の弁護士を指名するような権限は持っていない。</p> <p>支援調整会議で、弁護士が相当だという判断であれば、あらためて成年後見センターの方から弁護士会に推薦依頼をするか、それとも、名前はブランクのまま、候補者として具体的な弁護士名は出さずに、家庭裁判所への申立書式に弁護士が適任であると記入し、家庭裁判所の判断に一任するかである。別に職能団体が入ったことで恣意的な人選に繋がるかというと、団体の性格や仕組みにもよるかと思う。開設までに詰めていった方が良いと考える。</p>
古谷野委員長	<p>裏話をすると、杉並区の成年後見センターが開設されとき、受任してくださる専門職が見つからないのではないかという不安がとても大きかった。</p> <p>それで、三士会の他に会計士等の団体等、いくつかの職能団体の代表者を送つてもらい、上尾市でいう支援調整会議のような会議体に参加していただいていた。それが最初の形だった。</p> <p>ところが、成年後見人等報酬助成がきちんと受け取れるような環境が整ってからは、職能団体間で、一部受任の取り合いが起こった。</p> <p>そして、いつまで経っても市民後見人が受任するような環境が整わない状況になつたため、成年後見センターの顧問弁護士が監修した原案を作成した上で、職能団体の代表者が参加する調整会議に諮るという形に変えざるを得なくなってきた経緯がある。</p> <p>専門職団体の代表者に参加していただくことは大切だが、同時に、成年後見センターの顧問的な役割を担う法律の専門職がいないと、うまく機能しないのではないかと懸念する。当然謝金も必要になるので予算確保ができなければ実現しないが、アドバイザーに相談できる環境がないと、成年センターの運営には不安がある。この支援調整会議の位置づけや役割が重要となってくるだろう。</p> <p>石橋委員にもお聞きしたい。医師会の代表者、あるいは医師会とは直接関係なくとも良いが、医師に参加していただく必要はありそうか。</p>
石橋委員	<p>実際に診療現場で患者を見ていると、かなり複雑なケースが多発している。むしろ私はその時に連携できるようにという目的でこの会議に参加させていただいている。実際に医師が必要とされる局面があるのでないかと考えている。例えば、前頭側頭型認知症のような、記憶力はいいけれど、行動障害が目立つようなケースでは法律的にもすごく難しいケースがあると思う。</p> <p>そういう場合にもやはり我々が関与した方がいいのかなと思う場面はある。</p>
古谷野委員長	<p>その場合にも二つの方法が考えられる。</p> <p>支援調整会議にメンバーとして参加していただく場合と、事務局側の顧問的な立場で、特に法人後見が稼働した場合にアドバイザーとしての協力をお願いするというような二つの方法があると思う。</p>
石橋委員	<p>実際に業務が走り出してみないとなかなかわからないところかと思うが、どちらかというと、少しボランティア的に協力する形になるのかなと感じている。可能な人間がボランティア的に参加するところから始める方が、実際の地域連携ネットワークがうまく機能していくのかなと考えている。</p>

丸山副委員長	<p>上尾市社会福祉協議会は法人後見を開始していないが、法人後見を実施しているほとんどの社会福祉協議会では、法人後見の運営委員会を組織している。法人後見運営委員会のメンバーには、三士業はほぼ参加し、精神科医や精神保健福祉士、あるいは行政の障害と高齢の担当課、事務局の代表等も入れて、社会福祉協議会の法人後見で受任できるかどうかの審議を行っている。</p> <p>加えて、中核機関を受任した社会福祉協議会では、中核機関の協議会やネットワーク会議を別に組織しているところや、同じメンバーだけれど、前半に法人後見運営委員会を開催し、後半は中核機関の協議会や受任調整会議をやるなど、いろいろな方法をとっている。</p> <p>法人後見や中核機関を実施しているところ全般に言えるのは、相談ができる法律の専門職にアドバイザリー契約というか、相談の都度、相談料を支払いお願いするとか、若干ボランティア的に協力していただいている。中核機関の協議体に参加していただく専門職に、中核機関からの相談にも乗ってもらっているところもあるようだ。</p>
古谷野委員長	<p>会議体をどう作っていくか、そして構成メンバーをどう作っていくかがポイントになるだろう。支援調整会議はケース検討の場である。いっぽう、運営委員会は今ある上尾市成年後見制度利用促進審議会が移行していくイメージを市のほうでは想定しているようだ。この審議会のような場以外の、ケース検討を行う場としての支援調整会議をどう組み立てていくかが重要である。</p>
丸山副委員長	支援調整会議のほかに法人後見の運営委員会の組織も検討する必要がある。
古谷野委員長	<p>杉並区も、多摩南部の成年後見センターも、両方を、同じメンバーでやっているが、法人後見のウエイトが二カ所の成年後見センターでは違うため、会議の時間の使い方はまるで違う。</p> <p>吉田委員に確認したい。リーガルサポートの場合は何か、会議体についての工夫などをしているだろうか。</p>
吉田剛委員	<p>会議体についての工夫の面はよくわからないが、求められた役割に応じて参加する。出席する専門職について、一人の専門職だけで全て受け止めることは負担もある。また、リーガルサポートでいえば、上尾市近隣の会員に参加してもらう方が現場の動き方としてはやりやすいのかなとも思っている。</p> <p>支援調整会議の全てを、同じ人間が担当すべきか、それとも複数の専門職が、参加する方がいいのか、など、実際にリーガルサポートの会員が参加していく際のイメージを複数のパターンで想定する。</p>
古谷野委員長	成年後見センターが専門職団体に参加依頼をかける際には、団体を通じた派遣、推薦依頼をかけていくことになるか。
事務局	はい。団体を通じて派遣依頼をすることになると思う。
古谷野委員長	専門職団体の代表者という立場と、先ほど申し上げた専門家として、アドバイザーとしての立場を両方兼ねる場合や別にする場合など、いろいろ考え方があるだろうと思う。
事務局	今回は、懸案としていた受任調整の機能を持つ会議体の整理を行うことができた。今後、上尾市社会福祉協議会とも協議しながら、再度検討していきたい。
古谷野委員長	他に何かご意見、質問はあるだろうか。 その他、事務局から確認しておきたいことはあるだろうか。

	この相談シートの案についてもここで何か審議する必要はあるか。
事務局	<p>今回があくまで案として提出している。添付した資料に、国の手引きに掲載された参考資料として、支援調整シートの例を付けている。成年後見センターにおける業務の事務負担を減らし、かつ必要な情報は共有できるような相談票や会議資料を準備できればと考えている。</p> <p>本日提案した相談シートをベースとして、検討結果や、その後の支援内容を追記できるような帳票を委託候補先と一緒に作成していきたいと思う。</p>
古谷野委員長	<p>市が全てを完成させてしまわずに、上尾市社会福祉協議会と一緒に作成していくだと良いと思う。</p> <p>山辺課長に、注文や宿題が沢山でていたが、高齢介護課と話をしながら進めたいだきたい。</p> <p>では、よろしければ二つ目の議題についてもここまでで終了としたい。</p> <p>次に、全体スケジュールの説明を事務局からお願いしたい。</p>
事務局	<p>事業の開始を令和4年の3月に設定しており、今年の夏頃までを目安に委託の仕様書や要綱の作成等を行い、委託契約に関わる準備を進めていく。</p> <p>また委託先が確定次第、委託先には相談員の確保や回線工事などを進めていただく。</p> <p>委員の皆さんに関連する項目として、この審議会は5月の開催を初回として、今年度は計3回を予定している。</p> <p>次年度以降の予算に係る審議を行うために、できれば次回は9月の予算要求前の8月頃に開催したいと考えている。</p> <p>定期的に委託候補先である上尾市社会福祉協議会と協議を進めていく。</p> <p>次の会議では具体的な実施内容の説明を上尾市社会福祉協議会からも行っていただく予定である。</p> <p>審議会の最後の開催は、センターの委託先が確定し、開設準備が整った時期を予定している。</p>
古谷野委員長	8月までにかなり細かいことまで詰めようとすると、忙しすぎるような気がする。
事務局	やれるところまで、頑張って進めていきたい。
丸山福委員長	<p>では次回日程については事務局から、8月の上旬あるいは7月下旬くらいに案内されると思うので、予定していただきたい。前回よりもかなり早く予定の議題を終了させることができた。ご協力に感謝する。</p> <p>最後に、丸山副委員長にご挨拶をいただいて会議を閉会したい。</p> <p>皆様大変お疲れ様でした。</p> <p>本日はお忙しいところご参集いただきありがとうございました。</p> <p>先ほどもお話があったように、5月31日月曜日に埼玉県成年後見制度利用促進協議会が開催される予定である。今年度、国的基本計画の最終年度ということで、県下でもその取り組みを活発化していきたく、準備をすすめているところである。</p> <p>埼玉県社会福祉協議会が発信し、今回初めてオンラインで、参加者が200名を超えている。上尾市に中核機関として、成年後見センターが開設されることは、住民としても、社会福祉協議会の職員としても嬉しい限りである。</p> <p>相談しやすいセンターになるように、委員の皆様と力を合わせてこれからも審議をしていきたいと思っている。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>

古谷野委員長

以上で令和3年度第1回上尾市成年後見制度利用促進審議会を終了とさせていただきたい。  
ご協力ありがとうございました。

以上